

重要事項説明書(ゼロからでんきプラン)

このページは、電気事業法第2条の13に基づく重要事項の説明を実施することを目的としています。この内容は重要ですから、必ず最後までお読みいただき、十分ご理解いただいたうえでお申込みください。なお、本内容はマイページ（当社が提供するお客さまの閲覧用サイトをいいます。以下同じです。）または当社ホームページ（<https://tepco-ls.co.jp/service/denki/>）にて、いつでもご確認いただけます。

本内容は電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）および各種メニュー定義書の中から、特に重要な箇所（電気事業法上の法定記載事項を含みます。）を抜粋したものです。需給約款および各種メニュー定義書は、マイページまたは当社ホームページ（<https://tepco-ls.co.jp/service/denki/>）にてご確認いただけます。

- ✓ 「ゼロからでんき」は、TEPCO ライフサービス株式会社（登録番号 A0679）が提供するサービスです。
- ✓ サービス対象エリアは、東京都（島嶼地域を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）、大阪府、京都府、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ヶ原町の一部）となります。
- ✓ 新築、増築中のお客さまは、お申込みいただけません。すべての工事が終わり、電気が開通してからお申込みをお願いいたします。
- ✓ オール電化など、割引契約に加入されている場合、電気料金が高くなったり、現在契約中の電力会社から違約金を請求されたりすることがあります。特にIHクッキングヒーターや、電気給湯器をご使用されている方は、現在のご契約内容のご確認をお願いいたします。
- ✓ 以下のいずれかに該当される方から、お申込みをお願いいたします。
 - ・ 契約者本人
 - ・ 契約者と同居のご家族（お電話での確認が必要です）
- ✓ ご契約名義は、現在の電気契約の名義と同一である必要があります。現在の電気契約の契約名義が、ご来店者さまの配偶者の場合、すでにお亡くなりになられている場合では手続きが完了しませんので、お心当たりのある方は、あらかじめ受付担当者へお伝えください。

✓ 電気料金およびその算定方法

・ 料金

料金は、電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流60アンペア以下または契約容量6キロボルトアンペア以下	左記以外
東京電力パワーグリッド株式会社	26円40銭	27円50銭
関西電力株式会社	22円40銭	23円40銭

・ 燃料費等調整額

当社は、燃料価格、為替レートおよび日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格の変動を電気料金に反映させる目的で、燃料費等調整額を設定しております。燃料費等調整は、当社の事業経営を安定させるとともに、燃料価格の下落等が起こった場合にはお客さまに差益を還元することを目的としています。毎月の燃料費等調整額はマイページにて、燃料費等調整単価の算定過程詳細は当社ホームページにて、ご確認ください。燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に、以下に定める燃料費等調整単価を提供して算定いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} \times x + \text{電源調達費調整単価} \times y$$

※ x, y = 電源調達実績に基づき当社が定める係数

※ 九州エリアのお客さまには、別途 離島ユニバーサルサービス調整が発生いたします。

・ 使用電力量の算定および料金調定の方法

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給量といたします。料金の算定期間は、計量期間または月末締め（毎月1日から末日までの期間）とし、お客さまの設備状況等に応じて当社が決定いたします。料金の算定期間が月末締めの場合で、当該地域の一般送配電事業者から受領した使用電力量の速報値と確報値との間に、通信不良等の理由で差異が生じた場合は料金の差額を翌月以降に精算いたします。

✓ 料金の支払方法

電気料金のお支払い方法は、クレジットカードとなります。

✓ 当社からの通知・連絡等

当社からの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）締結前後の書面交付、検針票、請求書の送付、その他通知、連絡等はすべて電磁的方法（電子メール、当社ホームページ又はスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）で提供することについてご承諾いただきます。郵送でのお知らせには対応しておりません。

✓ 契約期間

契約期間の満了日は、一律3月の計量日の前日までとなります。契約期間にかかわらず、解約に対する違約金などの制限はございません。

✓ 契約の更新

契約期間満了後、お客さま または 当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で更新され、当社は事前に新たな契約期間をお客さまに電子メールその他の電磁的方法でお知らせします。この際、需給約款の定めに従い、更新前後の書面でのご案内を省略又は簡略化することについてご承諾いただきます。

● 申込みの方法

需給約款、託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、お申込み内容が、当該地域の一般送配電事業者が保有する情報（以下「託送情報」といいます。）と一致しない場合、当社は、当該託送情報に基づき修正した内容で、お客さまの申込み内容を確定いたします。

● 契約の成立

契約の成立は、当社がお申込み内容を確認し、契約締結後交付書面をお客さまにお送りした日といたします。

● 供給開始予定年月日

当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

- 契約容量の決定方法

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただき、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

- メーターの取り替え

お客さま宅のメーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。工事費は無料です。当該地域の一般送配電事業者や当該一般送配電事業者から委託を受けた施工会社（以下、「施工会社」といいます。）が、お客さまの敷地内に立ち入り工事を行いますので、ご協力をお願いいたします。工事の際、原則としてお客さまの立ち会いは必要ありません。なお、工事に先立ち施工会社から事前に連絡がある場合、施工会社からお客さまに対して、工事が、当社サービスへの切り替えのためのものであることは告知されませんのでご了承ください。

- 工事に関する費用と支払方法

- ・ 一般送配電事業者から託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額に支払いに要した金融機関等への振込手数料を加算のうえ、工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。この場合、当該費用の発生の都度、電気料金とは別に当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- ・ 託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- ・ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款等に基づき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請

求を受けた金額に相当する金額に支払いに要した金融機関等への振込手数料を加算のうえ、あらかじめ当社が定める期日までに、お客さまから申し受けます。

- 供給の停止

次のいずれかに該当する場合、電気の供給が停止されることがあります。なお、電力会社の切り替えを理由に停電することはありません。

- ・ 電気の保安上の危険がある場合
- ・ お客さまが料金等の支払い期日を経過してなお支払われず、当社との契約が解約となった場合
- ・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・ その他、当社が定める需給約款に反した場合

- 不正使用にかかる違約金

電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

・

- 託送約款等の遵守

- ・ 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、当該立入りおよび業務の実施を承諾していただきます。
- ・ お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
 - 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
 - お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・ その他、託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

➤

- お客さまからの申出による契約の変更および終了

- ・ お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準じて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

- ・ お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

- 当社からの申出による契約の終了
当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
 - ・ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ・ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ・ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ・ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ・ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ・ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ・ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ・ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
 - ・ お客さまがその他本約款に反した場合

- 供給条件の変更

当社は、国内の電力事情および事業環境の急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合、契約期間にかかわらず料金単価等を変更することがあります。また、その他の理由により需給約款を変更する場合、当社は実施期日までに相当な予告期間をおいて、内容をお客さまにお知らせいたします。

必須事項に不足がある場合、当社はお客さまの代理として、お客さまが現在ご契約されている小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」といいます。）に、需給契約の締結にあたり必要なお客さまの情報の照会を行います。当社は、当該照会により開示されたお客さま情報を加えた内容で、お客さまからの申込み内容を確認いたします。なお、当社が現小売電気事業者に対しお客さま情報を代理で照会できる権利は、電気の

供給開始と同時に消滅します。その場合、契約手続き完了のお知らせと共に、修正後の内容をお知らせいたします。

- ✓ 申込みにあたって情報提供に協力し、①当社に、現小売電気事業者に対するお客さま情報の照会に関する代理権を付与すること、および、②当社が、当該照会により開示されたお客さま情報を加えた内容で、お客さまからの申込み内容を確定することについて、承諾いたします。
- ✓ 当社のホームページに掲載されている需給約款および各種メニュー定義書（お客さまがご希望のメニューに関するものをいいます。）の内容を理解し、承諾のうえ、需給契約を申し込みます。
- ✓ 需給契約に関する契約締結前交付書面（本書面）の交付を受け、その内容を理解し、承諾のうえ、需給契約を申し込みます。
- ✓ ①当社からお客さまへの通知、連絡等（契約締結前および締結後の書面交付を含みます。）については全て電磁的方法によって行われること、および②需給契約の変更または更新の際の説明および書面の交付については、需給約款の定めに従い簡略化されることについて、承諾のうえ、需給契約を申し込みます。

「ゼロからでんき」サービスのお問い合わせ

TEPCO ライフサービス株式会社（登録番号 A0679）

連絡先：03-4405-0565

（平日 10 時から 17 時まで）

「ゼロからでんき」販売代理店

株式会社ラネット

連絡先：03-6810-0050

（平日 9 時から 18 時まで）